

特殊勤務手当の見直し案

2006/1/13

1 国家公務員において同種の手当が設けられておらず、必要性等を検証するもの(18項目)

番号	業務内容	単位	支給額		摘要	H16支給額 (千円)	趣旨	該当 要件	改正案	結果
			区分	単価(円)						
1	市税の賦課調査若しくは納税指導のため出張し、又は確定申告の時期における市税の申告指導の事務に従事したとき。	日		390		1,258	市税の賦課徴収等に対して、職務の特殊性、困難性に着目して支給	困難	当該業務に著しく困難というまでの特殊性が認められないため廃止する。	廃止
2	市税及び国民健康保険料(不正利得に係る徴収金を含む。)の滞納整理事務のため出張したとき。	日		800	徴収又は滞納処分に限る。	1,781	市税の滞納整理事務に対して、職務の特殊性、困難性に着目して支給	困難	支給要件について、出張だけでなく、債務者と直接折衝を行った場合に支給する。滞納処分業務手当として、他の徴収業務の手当(8)と一本化する。額については、他都市の状況から290円とする。	見直し
3	社会福祉主事の行う現業事務の指導監督又は現業事務のため出張したとき。	日	社会福祉主事	200		1,565	福祉事務所職員の訪問調査等、職務の困難性に着目して支給	困難	当該業務に著しく困難というまでの特殊性が認められないため廃止する。	廃止
6	犬、猫等の動物の捕獲、引取り、収容又は処理の作業に従事したとき。	日	狂犬病予防、自動車運転手及び作業員	1,480		1,301	犬猫の育成及び殺処分等について、職務の不快性に着目して支給。	不快	支給要件は現行のとおりとし、 14-2と併せ、名称は「犬猫等処理業務手当」とする。額については、他都市の状況から490円/日とする。	見直し
7	行政代執行法(昭和23年法律第43号)又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定に基づき、建築物の除却作業に従事したとき。	日		600		0	建築物の除去作業について、職務の困難性に着目して支給	困難	当該業務に著しく困難というまでの特殊性が認められないため廃止する。	廃止
8	下水道事業受益者負担金、下水道使用料、土地区画整理法の規定に基づく清算金又は市営住宅等の家賃の滞納整理事務のため出張したとき。	日		410	徴収又は滞納処分に限る。	32	職務の困難性に着目して支給。市税及び国保の徴収業務との均衡から支給	困難	滞納処分業務手当として、他の徴収業務の手当(2)と一本化する。額については、他都市の状況から勘案し、290円/日とする。	見直し
9	水洗便所取付管の清掃若しくは補修工事又は公共下水道区域内の人孔内清掃作業に直接従事したとき。	日		700		2,673	下水道管内の清掃等、職務の不快性に着目して支給。危険性もあり。	不快	支給要件について、 9、12について、下水管の清掃・補修や下水道施設内での作業等、著しい臭気を伴う、又は汚水に直接接触する作業に対して支給する。 10について、水路の清掃(浮きごみ処理を除く)若しくは補修工事又は公共下水道区域外の下水管の清掃若しくは敷設作業に直接従事する作業に対して支給する。	見直し
10	水路の清掃(浮きごみ処理を除く)若しくは補修工事又は公共下水道区域外の下水管の清掃若しくは敷設作業に直接従事したとき。	日		410		564	水路・下水管の維持補修の不快性に着目して支給。	不快	額については、他都市の状況等から、 を730円/日、 を400円/日とする。 9、10、12を統合し、「下水道業務手当」とする。	見直し
12	北部浄化センター、中継ポンプ場、猪名寺ポンプ場又は抽水塔の機械運転等の業務に従事したとき。	日	技師、技手、技術員及び作業員	490		4,644	下水業務の不快性に着目して支給。	不快		見直し
14	ごみ(犬、猫等の死体を除く。)の収集及び運搬の業務に従事したとき。	日	自動車運転手及び作業員等	1,060		33,810	ごみの収集作業の危険性、不快性に着目して支給	危険 不快 不健康	当該業務の特殊性から、また、他都市においても一般的に支出されていることから特殊勤務手当を支給する。額については他都市の状況から720円/日とする。他の手当と統合する。	見直し
14	犬、猫等の死体の収集及び運搬の業務に従事したとき。	日	自動車運転手及び作業員等	1,600		794	犬猫死体の収集作業の不快性に着目して支給	危険 不快 不健康	支給要件は現行のとおりとし、 6と併せ、名称は「犬猫等処理業務手当」とする。額については、他都市の状況から1,080円/日とする。	見直し
15	クリーンセンターにおける廃棄物の処理に関する業務に直接従事したとき。	日	自動車運転手、技能員及び作業員	900		11,544	クリーンセンターでの業務の不快・不健康性に着目して支給	不快 不健康	当該業務の特殊性から、また、他都市においても一般的に支出されていることから特殊勤務手当を支給する。額については他都市の状況から720円/日とする。他の清掃業務に係る手当と統合する。	見直し
16	機械焼却炉の炉体管理に関する業務又は尿処理施設等の運転管理に関する業務に従事したとき。	日	技師、技手及び技術員	740		2,391	クリーンセンターでの業務の不快性に着目して支給	不快		見直し
17	機械焼却炉その他粉じんが大量に発生する設備内における業務に従事したとき。	日	技師、技手、技術員、作業員、技能長、技能員及び作業員	450		144	焼却炉、集塵機内の粉塵の発生する場所での作業について、不健康性に着目して支給	不健康	支給要件は現行のとおりとする。額については、他都市の状況から970円/日とするため、当該要件にあてはまる場合には、 15の720円に250円を加算するものとする。他の廃棄物処理に係る業務と統合する。	見直し
18	公衆便所の清掃の業務に従事したとき。	日	自動車運転手及び作業員等	900		2,468	便所の清掃作業の不快性に着目して支給	不快 不健康	当該業務の特殊性から、また、他都市においても一般的に支出されていることから特殊勤務手当を支給する。額については他都市の状況から 17、18については、他の清掃業務に係る手当との均衡を促すため、720円/日とする。19の車両整備については、見直し後案の に含むものとして整理する。 23については、ごみ収集という業務内容から、 14に準じ、720円/日とする。他の清掃業務に係る手当と統合する。	見直し
19	美化推進事業室に勤務し、車両整備の業務に従事したとき。	日		1,200以内		3,935	自動車運転手、技能員及び作業員	不快		見直し
23	別に定める基準により、ごみの収集又は処理作業に従事したとき。	日		1,200以内		443	公園等の廃棄物収集業務の不快性に着目して支給。美環に準じている。	不快		見直し
25	理学療法士、作業療法士又はマッサージ師の業務	月		7,480		270	採用困難のため配慮しているもの	困難	理学療法士、作業療法士の有資格者が従事する業務という、代替不可の特殊性に着目し、日額化し、特殊勤務手当を支給する。	見直し

見直し案

番号	名称	内容	要件	単位	額 (円)
1	滞納整理業務手当	市税・国民健康保険料・保育料・介護保険料・下水道事業受益者負担金・下水道使用料・土地区画整理法の規定に基づく清算金又は市営住宅等の家賃の滞納整理のため出張を伴う業務に従事したとき	困難	日	290
3	犬猫等処理業務手当	犬、猫等の動物の捕獲、引取り、収容又は処理の業務に従事したとき 犬猫等の死体回収・運搬業務に従事したとき	不快	日	490 1,080
は 5の と併給不可(高いほうの1,080円/日とする。)					
4	下水道業務手当	下水管の清掃、補修や下水道施設内において、著しい臭気を伴う、又は汚水に接触する作業に従事したとき 水路の清掃(浮きごみ処理を除く)若しくは補修工事又は公共下水道区域外の下水管の清掃若しくは敷設作業のため著しい臭気を伴う、又は汚水に接触する作業に従事したとき	不快 不健康	日	730 400
5	清掃業務手当	ごみの収集及び運搬の業務に従事したとき ごみの収集及び運搬を除く(清掃業務のうち、著しい臭気や粉塵を伴う場所等での作業に従事したとき(焼却炉内等特に粉塵の多い場所+250)) 公衆便所の清掃業務に従事したとき	危険 不快 不健康	日	720 (焼却炉内等+250)
は 3の と併給不可(高いほうの1,080円/日とする。)					
7	理学療法士等業務手当	理学療法士、作業療法士、マッサージ師の業務に従事したとき	困難	日	200

2 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から見直すもの(4項目)

番号	業務内容	支給額		摘要	H16支給額(千円)	趣旨	該当要件	改正案	結果
		単位	区分						
11	浄化センター又は栗山中継ポンプ場の勤務	日	主事、技師、書記、技手、事務員、技術員及び自動車運転手	120	728	浄化センターや美化事業部で勤務することで支給される手当であり、いわゆる出勤奨励的な性質を持っている。	(もともと)不快	就労確保のための出勤奨励であり、特殊勤務手当の要件を満たすとは認められないため廃止する。	廃止
22	美化事業部の勤務	日	自動車運転手、技術員、作業員及び用務員	520以内	24,802 0 280 0	別に定める基準により勤務した職員に限る。	なし		廃止
24	美化事業部に勤務し、別に定める年末年始等特別作業に従事したとき。	日		12,500以内		主事、書記及び事務員を除く。	なし	期間に着目して支給している手当であり、特殊勤務手当の要件に該当しない。	廃止
33	12月29日から翌年の1月3日までの間において、別に定める年末年始特別業務に従事したとき。	日		7,000以内		美化事業部の職員で、年末年始等特別業務に係る手当の支給を受けるものを除く。	なし	また、総務省の特殊勤務手当実態調査の結果(H16)においても、「他の手当や給料で措置される勤務内容と重複の観点から検討を要する」とされており、廃止する。	廃止

3 月額で支給しており、支給方法の妥当性等を検討するもの(4項目)

番号	業務内容	支給額		摘要	H16支給額(千円)	趣旨	該当要件	改正案	結果
		単位	区分						
20	ごみの収集、運搬若しくは処理作業の巡回、監督、指導等の業務、汚泥の処理等の監督若しくは指導等の業務又は整備等の監督業務に従事したとき。	月	作業長及び技能長	38,000	14,934	作業長・技能長の役割に着目して支給	不快	特殊勤務手当の要件を満たすとは認められないため廃止する。なお、新たに作業長に対する管理職手当(係長級の指定号級の6%(22,326円/月))を支給する。	廃止
26	あこや学園の勤務	月	保育士及び児童指導員	4,510	704		不明(困難?)	著しく危険、不快、不健康、困難等の特殊勤務手当の要件を満たすとは認められないため廃止する。	廃止
28	みりの園の勤務	月		4,510		直接指導、訓練の業務に従事する職員に限る。	不明(困難?)	著しく危険、不快、不健康、困難等の特殊勤務手当の要件を満たすとは認められないため廃止する。	廃止
29	まつば園の勤務	月	生活指導員及び作業指導員	4,510	704	あこや学園手当と整合性要	不明(困難?)	著しく危険、不快、不健康、困難等の特殊勤務手当の要件を満たすとは認められないため廃止する。	廃止

4 特殊な業務であり、その特殊性を併給で考慮することが適当でないもの(2項目)

番号	業務内容	支給額		摘要	H16支給額(千円)	趣旨	該当要件	改正案	結果
		単位	区分						
31	医師又は歯科医師の業務	月		147,000	5,145	採用困難のため配慮しているもの	なし	医療職給料表をもたない本市にあっては、就労確保のため必要であり、金額の妥当性を点検した上で支給するものとする。	見直し
-	選挙の投票又は開票に関する業務	日					なし		見直し

9	医師手当	医師または歯科医師の業務に従事したとき	その他(困難)	月	局長級 138,700 部長級 133,100 課長級 126,600 補佐級 123,900 係長級 121,200
その他	選挙の投票又は開票に関する業務	選挙事務(投票・開票)に従事したとき	その他		1時間あたり1825.03円 × 1.1 > 超勤の割増率(現行水準とあり)

ただし、選挙特勤については特勤条例とは別に独自で条例化する。

5 国家公務員において、同種の手当が設けられており、額や支給要件等の検証を行うもの(4項目)

番号	業務内容	支給額		摘要	H16支給額(千円)	趣旨	該当要件	改正案	結果
		単位	区分						
4	行旅病人又は行旅死亡人の収容作業に直接従事したとき。	回		580	0	行旅病人の収容について、職務の不快性に着目して支給。現在では実績ほとんどなし	不快	国、他都市において同種の手当は支給されており、「死体処理業務手当」として、行旅病人に限らず、死体の収容・確認等の作業に従事した場合に支給する。額については近隣都市等の状況から、2,810円/日とする。	見直し
13	北部浄化センター又は中継ポンプ場の機械運転等の業務に従事したとき。	回	技師、技手、技術員及び作業員	1,480以内	67 6,524	勤務時間の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)に及び業務に従事した職員に限る。	不健康	当該業務に従事することについては、別途手当が支給されてきており(ただし今回見直しする)、夜間の勤務に対して支給されている手当である。国、県においても支給されていることから、「夜間特殊業務手当」として支給し、額については近隣都市等の平均額とする。	見直し
21	美化事業部に勤務し、焼却装置による廃棄物の処理の業務に従事したとき。	回	技師、技手、技術員、作業長、技術員及び作業員	1,240以内	3,935	交替制勤務の職員で別に定める場合に限る。	不健康(一部)	当該業務に従事することについては、別途手当が支給されており(ただし今回見直しする)、本手当については、夜間又は休日の勤務に対して支給されている手当である。夜間の勤務に対する部分については、国、県においても支給されていることから、「夜間特殊業務手当」として支給し、額については近隣都市等の平均額とする。なお、休日の勤務に対する部分については、平成16年度から廃止した開庁手当と同じ趣旨であるため、廃止する。	見直し(一部廃止)
				2,200以内	12,558	勤務時間の一部が深夜に及び業務に従事した場合に限る。			
32	別に定める特別な場合において、専ら屋外で警報伝達、被害状況調査等の防災作業又は水防作業に従事したとき。	日		1,400以内	269 264	危険性に着目して支給。国においても支給されている。	危険	当該業務の危険性に着目し、引き続き支給する。要件については、通常時・荒天時の区別を廃止し、一本化する。額については、近隣都市の状況から1,000円とする。	見直し

2	死体処理業務手当	死体の収容・確認等の業務に従事したとき	不快	件	2,810
---	----------	---------------------	----	---	-------

6	夜間特殊業務手当	次に定める業務のうち、正規の勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)を含んで行われるものに従事したとき 北部浄化センター又は中継ポンプ場における機械運転業務 美化事業部における焼却炉による廃棄物の処理業務	不健康	回	1,320 (ただし、深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合は半額とする。)
---	----------	---	-----	---	---

8	災害応急作業手当	暴風雨、豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、防災指令又は水防指令が発令された場合において、専ら屋外で警報伝達、被害状況調査等の防災作業又は水防作業に従事した場合に支給する。(降雨時に限る)	危険	日	1,000
---	----------	---	----	---	-------

6 現在、当該業務がないため廃止するもの(3項目)

番号	業務内容	支給額		摘要	H16支給額(千円)	趣旨	該当要件	改正案	結果
		単位	区分						
5	高場の火葬業務に従事したとき。	日		1,700	0	対象業務なし	不快	当該業務がないため廃止	廃止
27	たじかの園の勤務	月	保育士	4,510	0	対象業務なし	不明	当該業務がないため廃止	廃止
30	長安寮の勤務	月		8,910	0	対象業務なし	不明	当該業務がないため廃止	廃止